

令和6年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会 議事録

審議会等名 令和6年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会
日 時 令和7年3月13日(木) 午後2時から
会 場 下野市保健福祉センターゆうゆう館
出 席 者 委員：竹田委員、川嶋委員、杉田委員、阿部(千)委員、大口委員、大地委員、
奥田委員、小川委員、福田委員、鱈渕委員、滋野委員
オブザーバー：宇都宮家庭裁判所栃木支部主任書記官 田波
栃木県社会福祉協議会生活支援部権利擁護課 阿部(晶)
欠 席 者 委員：菅沼委員
事 務 局 下野市：社会福祉課 植野主幹、増渕主幹、深澤(佳)主事
高齢福祉課 深澤(笙)主事
下野市社会福祉協議会(成年後見サポートセンター)：青山主幹、藤間相談員

公開・非公開の別 (☒ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開)
傍 聴 者 1人
報道機関 0人
議事録(概要) 作成年月日 令和7年3月24日

【協議事項等】

1. 開 会

(事務局) 令和6年度 第2回下野市成年後見制度利用促進協議会を開会いたします。本日の会議の進行を務めます、下野市社会福祉協議会・成年後見サポートセンター担当、青山と申します。この協議会は、下野市における成年後見制度などの利用促進を目指し、成年後見サポートセンターの運営体制や地域における成年後見制度に関する課題の共有と解決、下野市成年後見利用促進基本計画の評価などについて検討し、地域連携に繋げていくものとして開催しております。

2. 挨拶

(事務局) 挨拶を竹田会長よりお願いいたします。

(竹田会長) 会長を拝命しております、リーガルサポートとちぎ所属の司法書士の竹田です。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。お一人一度はご意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 題

(事務局) 議事の進行は竹田会長にお願いいたします。

(竹田会長) 議事に入る前に、本会議の議事録署名人について、今回は名簿10番の滋野委員と11番の大口委員にお願いいたします。なお、本日は傍聴者が1名おりますのでご報告いたします。

(1) 令和6年度成年後見サポートセンター事業実施状況について

(竹田会長) 事務局より説明をお願いします。

(事務局) —【資料1】に基づき説明—

(竹田会長) ただいまの説明に対し、委員の皆様、ご意見・ご質問、感想等いかがでしょうか。

(大口委員) 広報・周知・啓発業務について、周知の方法として提案ですが中学生を対象にチラシを配って家に持ち帰り家族で話題にすることで親や祖父母世代に周知できないかと考えています。現在市ではDV防止に関しては中学生対象に講話等の取り組みを行っています。まず言葉だけでも中学生のうちから知ってもらい、継続することで家族に（成年後見制度が）伝わり、早期の準備や対応をしてもらえるといいのではと感じ、提案させていただきます。

(竹田会長) 司法書士会では未成年を対象に法律の授業等を行っているが、その中に成年後見は含まれていなかったと思います。制度が始まって四半世紀たちますが未だ福祉関係者にも十分周知できていると言えません。未成年者を対象に制度を周知していくことは必要だと思います。事務局でも実施をご検討いただければと思います。

(事務局) 社協事業になりますが「ふくし移動講座」を行っており、小中学校や地域団体から依頼があれば出向いて講座を行っていますのでそのような機会も活用していきたいと思います。

(竹田会長) チラシ配布を通じて、というご意見もありましたので、そちらも検討していただきたいと思います。

(2) 成年後見サポートセンターの相談事例から見る課題について

(事務局) —【資料2】に基づき説明—

(竹田会長) この事例を2つに分けて検討したいと思います。前段として事例はフィクションと言うことですがもう少し細かく状況を確認したいというご質問、後段はこの時どうすれば良かったのかというご意見を伺いたいと思います。まずは前段についてですが、いかがでしょうか。私から質問したいのは、自宅や相続の問題と記述がありますが、相続とはこの方にとってどなたが被相続人なのでしょう。

(事務局) この相続は本人の親からのものになります。父親はだいぶ前に亡くなっていて、母親が数年前に亡くなり、自宅の不動産の相続が終了していないとご本人から確認したという状況です。通帳等の財産管理はどうなっているのか把握できていません。また母親名義の携帯電話の請求がずっと届いている状況です。

(竹田会長) この状態で生活保護受給中と言うことでよろしいでしょうか。皆様から他に事案に対する質問はございますか。

(杉田委員) 年齢はどのくらいの想定で考えればいいですか。

(事務局) 65歳です。

(竹田会長) 続いて後段に移ります。対応の課題についての質問、意見はいかがでしょう。

(杉田委員) 8月の段階で法テラスの特定援助相談の申込みをされて、相談まで1~2か月かかるとのことですが、すぐに相談できない場合知合いの司法書士や弁護士に相談すること、持ち込み事案と言いますが、そういう対応もあると思います。同じように10月に司法書士に相談していますが、その司法書士が法テラスと契約していれば民事法律扶助を利用でき

るので、生活保護受給していれば費用負担もかからないので、この段階で法テラスと契約している司法書士に相談するときに法テラスを利用する方法もあります。

(竹田会長) ほかにご質問や意見等ございますか。

(大口委員) 高齢者と言うことで、本人申立てが出来なければ最終的に市長申立てになる事案と思いますが、疑問に思ったところを聞きたいと思います。人物概要にあるいくつかの課題の中で何を優先的に処理するのか、法テラスやあすてらすをどの段階で活用するのか伺いたいです。この事例では4月から始まり1月でもまだ進んでいないが、どのくらいの期間である程度の判断がされるのか知りたいです。

(竹田会長) 委員の皆様から今のご質問についての意見はありますか。

(県社協 阿部) あすてらすは基本的に判断能力が無い場合は利用できないことになっており、このケースの場合、後見の申立ての必要性を確認しており6月には方向性の結論が出ています。必要性が高く申立てするが本人申立てにしても首長申立てにしてもある程度時間がかかるので、その間のつなぎにあすてらすを利用できないか、という話をよく聞きますが、申立ての方針の決まっているケースでは利用してもすぐに後見に移ることになり、そのような当座しのぎのための利用は適当ではないと考えます。状況に応じて社協からの相談は受け検討しているので絶対ないとは言えませんが、この場合は方針に則り申立てを速やかに進めた方がよいと思われる。

(小川委員) 係わっているケースで後見の申立てを進める間、後見人が就くまでの金銭管理や金銭のやり取りを施設の職員が対応していることもあるが、そういう場合、あすてらすの利用は出来るのでしょうか。

(県社協 阿部) この事例のように相続や債務等があるとあすてらすでは出来ないこともあります。その方の課題が金銭管理のみの場合で、やむを得ず施設が管理している等の事情を考慮し検討します。

(鱒淵委員) この事例の方の認知能力は高齢のための低下か、元々の知的レベルが低いのか、また車いす生活とのことですが身体障害の手帳や障がい福祉サービスの利用は無いのでしょうか。65歳と言うことで年金支給の対象になると思いますが、厚生年金等が支給されるような生き方をされていたのか教えて頂きたいです。

(事務局) 判断力低下のきっかけは脳血管障害ですが、本人の特徴として元々の特性もあったのだと思われる。職を転々とされていたとご本人から聞いていますので、あまり年金額も多くないと思われます。

(竹田会長) 大口委員の質問の答えになるかわかりませんが、後見申立ての間のつなぎとしてあすてらすを利用することはよく見かけますが、本人が契約行為を行える判断能力を有しているかが問題になります。このケースは保佐相当との医師の診断ですが、保佐程度の程度は幅広く、会ってすぐにはわからないことがあります。本人の栄養状況や生活が改善したり、混乱している時期を抜けると大きく状況が変わったりすることがあります。どのタイミングで後見かあすてらすか、どちらとは言えません。このケースは保佐なので本人申立ても市長申立ても考えられますが、後見類型での本人申立てはありえないと思います。その時々課題を見落とさないよう注意しなければなりません。市長申立ては自治体ごとの運用規定があり一概に言えないですが、本人申立てで進んだ場合、本人が入院して申立て

手続きが出来ない時にどうするかということです。6月のケース検討で申立てする方針としましたが、本人か市長かどちらで行くか詰めきれなかったとしたら、再度検討会議を行うべきなのではと思います。会議した以上得られた結論を実行できないと意味がないと思います。他のご意見はありますか。

(杉田委員) 私は申立てをする場合、その人の課題を解決するために申立てが必要か、ほかの手段があるか考えます。このケースでは債務整理の必要性があり、そうすると相続や家の処分もかわってくるので、早急に解決しなければならない場合申立てとは別に代理人に依頼する方法があると思います。そうでなく生活状況が切迫し援助が必要なら申立て優先になります。課題の優先順位をケース検討会議でどの手段をとるかを考えていければいいと思います。

(福田委員) 実動で動く立場で気をつけねばと思ったのが、課題の部分で「施設等で通帳や印鑑を預かることが権利侵害の可能性がある」と言うのは、障がい者支援施設や入所施設につなげた場合、栄養や服薬、清潔の管理とワンセットで支援の範囲内としての金銭管理を当たり前のよう考えていました。本人が金銭管理出来ない時に疑問を持たず施設に繋げていたので気を付けなければと思いました。

(大地委員) 金銭管理の部分で入院費の支払いを誰もできない場合やむなく施設で行うことがあると思いますが、施設から出て入院中の必要物品の購入や支払いを誰がするのか、ということは課題だと思います。

(小川委員) 後見が必要なケースで、金銭管理や契約が必要ですが身寄りがなかったり身内と疎遠だったりする場合、ケアマネや周囲の人が対応に困惑しています。決定するまでの間をどうしていくのが課題になっていると思います。

(奥田委員) このケースの時系列を見て、時間がかかっている故にその間に本人の状況が変わっていないかと気になりました。本人の状況を踏まえた上での対応ですが法律手続きの部分で時間がかかるとは思います。並行して方向性を決める時にある程度のスピード感は必要だと思います。

(竹田会長) 4～5月の段階で保佐相当の申立ての診断書を取ったと思われますが、診断書の有効期限は3カ月です。医師の類型の見立てがわからないと手続きは先に進めません。後見だと申立てに本人の同意が必要、補助の場合は申立てにも代理権設定にも本人の同意が必要です。どの事例でも預貯金に関しての代理権がついたとして、本人が自分自身の状況を理解しているか、からのスタートになります。通帳を預かるにも「自分でできる」と思っている人に正面から「あなたは一人で出来ません」と言うことは難しいです。ある程度申立て準備に時間がかかりますが手順を考えると最初に診断書を取っていただきたいと思います。

(阿部委員) 1月現在の部分を見て、このまま亡くなったらどうなるのかと思いました。最終的に病院のある自治体がかかわると思います。診断書が出た時点で申立てが始まっているのかと思ったら、保佐と言うことで本人の同意確認をしっかりとすることが裏目に出そうな感じです。脳疾患からの判断能力低下ということは再発の恐れがあり、65歳と言う年齢は病気の進みが早いです。私は施設にお金を預けなければならない状況が出たということだけで申立てが必要だと思います。施設では介護保険に金銭管理サービスはありませ

ん。権利侵害に結び付く可能性が高いからです。お金を持っている人が一番強いですから、本人がお金を預けていることで下手に出るかもしれないです。これは緊急な状況ではないかと思います。

(川嶋委員) このケースは生活保護受給者と言うことでケースワーカーが係わり、ある程度の福祉サービスに繋がっているということで救われていると思います。ひきこもり、認知症、一人暮らしは周囲に気付かれずそのままというリスクが極めて高いです。令和6年12月末現在の市内の生活保護受給世帯が334世帯、その内の86%、288世帯が単身世帯です。その受給世帯の半数以上が65歳以上の高齢者です。今後増える後見申立てをスムーズに行うために市長申立てがいいのか別の代理人がいいのか判断が難しいので、目安としてのチェックシートがあれば判断材料にしたいと思います。内部で検討中だと思いますが、スピードアップのために進めて頂きたいと思います。

(事務局) ご意見等ありがとうございます。悩ましいのは本人に申立ての意思がある場合、自身で手続きをする時にサポートセンターで伴走し助言は出来ませんが、入所中や入院中で本人以外に動ける人がいない場合には限界があります。事例では法テラスやリーガルサポートに繋ぎ相談しましたが、対応としてそれでいいのか悩むところです。状況や事情が変われば市長申立ての可能性も高くなるのではと思いますが、今後は変化に対応しながらケース検討会議の機会を見極めて繰り返し検討する場を設けていきたいと思います。

(3) その他

(竹田会長) 本日の議題以外の事についてでも結構ですので、何かご意見がありましたらお願いします。

(地域共生) 参考資料としまして、先日あった家事関係者連絡会議の資料をつけています。【家裁参考資料-①、②に基づき説明】資料を基に本日所用で出席いただけなかった県保健福祉部担当に変わりまして情報提供いたします。【県参考資料-①、②に基づき説明】

(竹田会長) 何かご質問はありますでしょうか。

(杉田委員) 市民後見人の講座は無料で受講できるのでしょうか。

(県社協 阿部) 県社協で把握している内容では、無料になると思います。資料にある通りステップ1、2は県が直営で実施するので無料。ステップ3は市町で実施することになるので、その市町によってどうお考えかわかりませんが、有料もあり得るかもしれません。

(杉田委員) オンラインでの研修実施はありますか？県全域で行うとなかなか県庁まで来られない方も出ると思いますが。

(阿部 〇ザ) 今年度中に議論していく予定で、近く県での利用促進協議会が行われるのでそちらで話し合われると思います。

(事務局) 事務連絡ですが、今年度をもって協議会委員の任期満了となるため、推薦団体へ通知をしておりますので、よろしくお願いいたします。

(竹田会長) 今回の協議会について議事を終了します。では事務局へお返しします。

5. 閉 会

(事務局) 以上で、令和6年度第2回下野市成年後見制度利用促進協議会を閉会いたします。次回開催は令和7年5月頃を予定しておりますが、日程が決まり次第ご連絡いたします。

議事署名人 大口 貴 史

議事署名人 滋 野 訓 子